

令和3年5月21日
独立行政法人日本スポーツ振興センター
広報室

「代々木競技場」(施設名：国立代々木競技場)が 国指定重要文化財(建造物)に指定されます

渋谷区のほぼ中央に位置し、明治神宮に隣接する国立代々木競技場が、令和3年5月21日(金)に開催された文化審議会文化財分科会において、新たに国の重要文化財(建造物)に指定するよう文部科学大臣に答申されました。

今後、官報告示をもって国指定重要文化財(建造物)に指定されます。

日本スポーツ振興センター(JSC)は指定後も、代々木競技場をスポーツ施設として、また、文化的イベント等でも幅広く利用していただいている施設として、今まで以上に皆様から親しんでいただけるよう努めてまいります。

※ 本件に関する理事長コメントは次ページです。

■ 代々木競技場 2棟 (第一体育館 ・ 第二体育館)

所在地 東京都渋谷区神南二丁目一番

所有者 独立行政法人日本スポーツ振興センター(JSC)

建築年代 昭和39年

基準 国宝及び重要文化財(建造物)指定基準1号(意匠的に優秀なもの)及び2号(技術的に優秀なもの)

特徴等 昭和39年の東京オリンピックを機に建設された、丹下健三の代表作。吊り構造により、屋根及び観客席を支える象徴的な外観と、中央が伸びあがる壮大な内部空間を創出する。二つの半円形をずらして組み合わせた巴形が生む動線計画も明瞭で美しい。当時一流の技術者を結集し、前例のない技法、工法を開発、駆使し、意匠、構造、機能を極めて高い水準で融合させて空前のダイナミックな建築を実現した。意匠的にも技術的にも秀でた、戦後モダニズム建築として価値が高い。

※ 代々木競技場の施設概要、歴史等については、詳細をJSCホームページ、国立代々木競技場のサイトにより参照いただけます。

URL : <https://www.jpnsport.go.jp/yoyogi/>

■ 芦立 訓 理事長のコメント

この度、令和3年5月21日（金）に開催された文化審議会において、日本スポーツ振興センターが管理・運営する国立代々木競技場を、重要文化財（建造物）に指定することを文部科学大臣に答申されました。官報告示を経たのちに、重要文化財となる予定でございます。

国立代々木競技場は、1964年の東京オリンピックの水泳（第一体育館）とバスケットボール（第二体育館）の会場として竣工してから半世紀と少し、数多くのスポーツ大会やコンサート等のイベントを通じ、多くの方々に親しまれてまいりました。東京2020大会においても、オリンピックではハンドボール、パラリンピックでは車いすラグビーとバドミントンの会場として使われることとなっております。重要文化財として指定された後も、日本を代表するスポーツ施設として、またコンサート等の文化的イベントの会場として、皆様に利用していただきたいと考えております。

今、新型コロナウイルス感染症は、スポーツや文化芸術の分野においても、大きな影響を及ぼしています。当競技場においても、予定されていた多くのスポーツ大会やコンサート等のイベントが、入場者数の制限や無観客での開催、更には感染拡大防止のために中止・延期となることを、余儀なくされております。

しかしながら、スポーツや文化芸術は、世の中を明るくし、活力を与えてくれる重要な活動の1つと考えております。この重要な活動を支える施設として、新型コロナウイルス感染症を乗り越え、再び多くの方々に安心して足を運んでいただき、そして、今まで以上に親しんでいただけるよう努めてまいります。